

議案第40号 三田市空家等に係る適切な措置に関する条例の制定について

【趣 旨】

誰もが安全、安心して暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的とし、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）を補完するための条例を制定しようとするもの。

【内 容】

① 危険の周知（第3条）

法では放置すれば倒壊等により周辺的生活環境に著しい悪影響を及ぼす特定空家について、是正の勧告をしたのち命令を行い現地にて標識を設置するが、勧告を行った時点で周辺に対する危険の周知を目的として標識の設置を行う。

② 応急危険回避措置（第4条）

法では特定空家に対して災害等の非常の場合に限り、市による応急危険回避措置が規定されているが、特定空家に認定されていない空き家についても、災害等により特定空家と同等の周辺への悪影響を及ぼすこととなった場合、緊急的な危険性の除去を目的とする措置を行うことを可能とする。

③ 軽微な措置（第5条）

地域、周辺住民等からの要請により、地域の防災、防犯に寄与すると認められるときは、空き家に対して必要最低限となる軽微な措置を行う。

【施行期日】

令和6年4月1日

【予算措置】

なし

【その他】